

# 懲戒権行使と体罰の禁止

～児童福祉法改正が体罰禁止の後退とならないために～

○講 師：弁護士法人やわらぎ 弁護士

大田原 俊輔 氏

○日 時：平成29年1月18日（水）

13：30～15：30（開場13：00）

○会 場：倉吉交流プラザ 視聴覚ホール

（倉吉市駄経寺 187-1 倉吉パークスクエア内 0858-47-1181）

## 研修内容

児童福祉法改正に伴い「監護及び教育に必要な範囲を超えて該当児童を懲戒してはならない」とされたことについての講義。

①学校教育法における体罰の禁止、②懲戒権行使と体罰の禁止、③鳥取県内で講師がかわった体罰事件、④現実の訴訟で行政側が用いた弁明、⑤5年後の見直しで体罰の全面的禁止の法定化への課題、の以上5つの項目を中心に「しつけ」について法律の視点から説明していただきます。

講演の後、事例を通じて用いた意見交換を行います。

## プロフィール



中央大学法学部法律学科卒業。その後、司法試験に合格し、「弁護士法人やわらぎ」設立。代表弁護士となる。消費者被害事件を中心に活動を行っていたが、近年は離婚・相続等の家族や家庭に関連する分野と幅広い活動を行っている。法律の知識だけでは対応できず苦しい思いをしたことから、現在は日本家族研究・家族療学会の正会員となり、司法と心理の領域について精神科医や臨床心理士と研究をしている。鳥取県弁護士会会長・鳥取県弁護士会子どもの権利委員会委員・NPO 法人子どもの虐待ネットワーク鳥取理事

<申込み方法・問い合わせ先>

参加申込書の項目（氏名等）を記載し、郵送、ファックス、電子メールのいずれかにより、1月13日（土）までにお申し込みください。また、事前に質問したいことがありましたら合わせてご記入よろしく申し上げます。

○ 郵 送 〒680-0061

鳥取県鳥取市立川町5丁目401番地

NPO法人 子どもの虐待防止ネットワーク鳥取

（電話番号：0857-21-4111）

○ファックス 0857-27-0415

○電子メール [info@npo-capta.org](mailto:info@npo-capta.org)

-----  
< 参加申込み >

機関名		発信者名	
-----	--	------	--

<参加者>

氏名	所属	役職

事前にいただいた御質問は、講演またはその後の質疑応答でお応えします。

<質問>

--

締切：1月13日（金）